

彩の国みどりのサポーターズクラブ活動支援実施要領

(平成22年8月12日施行)

(目的)

第1条 この要領は、彩の国みどりのサポーターズクラブ事務処理要領第4条に規定する会員に対する活動支援の実施に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 支援の対象となる活動は、彩の国みどりのサポーターズクラブ設置要綱第2条第1項(2)及び(3)に掲げる者(以下「会員」という。)が県内における公共性、公開性がある場所において実施する「みどりの創出・再生」に資する植樹や芝生による緑化とする。

(支援等)

第3条 県が、対象となる活動を実施する会員に対して行う支援は、苗木及び芝苗の提供とし、要件及び申込方法等は別表1に定めるとおりとする。ただし、予算の範囲内に限る。

(報告等)

第4条 前条の規定により活動支援を受けた会員は、速やかに活動を実施するとともに、実施内容について活動実施後14日以内に「彩の国みどりのサポーターズクラブ活動報告書」(様式第3号)により報告するものとする。

2 県は、前項の規定による報告が遅滞なく行われるよう指導するものとする。

3 県は、第1項により報告された内容を公表することができる。

4 県は、理由なく活動の実施が確認されない場合、当該団体の会員登録を取り消すことができる。

(事業実施後の維持管理)

第5条 会員は、植樹や芝生による緑化活動の後、活動地の権利者等と調整の上、維持管理については十分留意するものとする。

(損害の賠償)

第6条 会員が行う第2条に定める活動によって発生した損害(第三者に及ぼした損害も含む。)の賠償に係る一切の経費は会員が負担する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、活動に関し必要な事項は、みどり自然課長が

別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

別表 1

	支援の種類	要件	申込方法
1	苗木及び芝苗の提供	<ol style="list-style-type: none">1 一団体につき同一年度で2回まで、かつ、総額10万円を超えないものとする。2 会員が権利を有しない場所での活動の場合には、事前に活動地の権利者から同意を得なければならない。3 苗木等の受渡しは、原則として県環境部みどり自然課で行う。	<p>提供希望日の概ね1か月前までに、以下のものを事務局に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 「彩の国みどりのサポーターズクラブ苗木等提供依頼書」(様式第1-1号)2 活動予定地の分かる位置図3 活動予定地に係る権利者等の同意書又は協定書等の写し